

# 健やかな生活を送るために 後期高齢者健康診査を受診しましょう

後期高齢者健康診査は、後期高齢者医療の被保険者の方を対象とした健康診査です。

この健康診査では、血液や尿検査などを実施しており、皆さんの健康状況を知る良い機会となっています。生活習慣病などが発見された場合は、早期に、適切な治療を受けることで、病気が重症化することを予防することができます。

## ◆◆◆ 健診の受診方法が変わります ◆◆◆

これまでは、生活機能評価のチェックリスト（65歳以上で介護保険の認定を受けていない方が対象）と健康診査を同時に行っていましたので、後期高齢者医療制度の被保険者の方はそのまま健康診査会場に来ていただいていたのですが、平成26年度からは健康診査を受けるために受診券が必要になりました。

平成26年3月31日時点で後期高齢者医療制度の被保険者のうち、健康診査の対象となる方については、お住まいの地区の特定健診(集団)にあわせて、事前に受診券をお送りします。(対象外の方には、受診券は発行されません。)

届いた受診券と同封してある問診票、被保険者証を持って、集団健診の会場や、お近くの医療機関などに行くと、健康診査を受けることができます。

また、健康診査の対象になる方で、集団健診までに個別健診の受診を希望される方は、下記までご連絡ください。(受診できる医療機関などは、受診券に同封の一覧表をご覧ください。)

なお、健康診査の対象とならない方は、次のとおりです。

次の条件に当てはまる方は、健診と同様の検査を病院などですでに受けているため、健康診査の対象外としています。

- ① 生活習慣病で病院や診療所を受診している方
- ② 6カ月以上、継続して入院している方
- ③ 介護施設や障がい者施設に入所している方
- ④ 事業主健診を受診している方 など



○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)  
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)